

美浜町自主防災組織設立事業補助金交付要綱

平成23年11月30日

告示第47号

改正 令和2年1月24日告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、当該地域に自主防災組織を設立したのに対し、本町の予算の範囲内において美浜町自主防災組織設立事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「行政区」とは、美浜町区域内の字区域の設置について(昭和29年美浜町告示第4号)に定めるところにより設置された字区域を単位として当該字区域の自治活動を行うために組織されたものをいう。

2 この要綱において「自主防災組織」とは、美浜町区域内の字区域の設置についてにより設置された字区域を単位として、当該字区域の住民が自主的に防災活動を行うために組織されるものをいう。ただし、世帯数、地形、建物の種類等地域の特性を考慮し、字区域を分割し、又は隣接する他の字区域を統合して自主防災組織を構成することが望ましいと町長が認めた場合は、その分割し、又は統合した自主防災組織も含むものとする。

(対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、行政区とする。

2 補助金の交付に係る申請等の手続は、行政区の代表者(以下「区長又は自治会長」という。)が行うものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、自主防災組織立ち上げに必要な経費とする。

なお、補助金の交付は、一の自主防災組織につき1回限りとする。

2 補助金の額は、3万円の範囲内とする。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする区長又は自治会長(以下「申請者」という。)は、美浜町自主防災組織設立事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 自主防災組織設立事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 町長は、申請書を受理したときは、当該申請の内容の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、その決定をし、美浜町自主防災組織設立事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項による審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めたときは、不交付の決定をし、美浜町自主防災組織設立事業補助金不交付通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 前条の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、速やかに美浜町自主防災組織設立事業完了実績報告書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 自主防災組織設立届（様式第 7 号）

(2) 自主防災組織設立事業実績報告書（様式第 8 号）

(3) 収支決算書（様式第 9 号）

(額の確定等)

第 8 条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに補助金の額を確定し、美浜町自主防災組織設立事業補助金交付確定通知書（様式第 10 号）により交付決定者に対し通知するものとする。

(請求)

第 9 条 前条の規定による額の確定の通知を受けた交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、美浜町自主防災組織設立事業補助金請求書（様式第 11 号）を町長に提出し、その請求をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(決定の取消)

第 10 条 町長は、前条第 1 項による補助金の交付決定後、申請者又は交付決定者において偽りその他不正の手段により補助金の申請をしたことが明らかになった場合は、当該決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、補助金が既に交付されているときは、その全額又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年1月24日告示第1号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の美浜町自主防災組織設立補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請したものから適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による